

住宅瑕疵担保責任研究会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 「住宅瑕疵担保責任研究会」（以下「研究会」という。）は、国土交通大臣の私的諮問機関として新築住宅の売主等に課せられた瑕疵担保責任履行の実効を確保するための具体的な仕組みについての技術的な検討を行う。

（座長）

第 2 条 研究会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、議長として研究会の議事を運営する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第 3 条 委員会は、座長が招集する。

2 座長は、委員会を招集しようとするときは、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（委員以外の者の出席）

第 4 条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、研究会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（会議の公開）

第 5 条 研究会の会議の公開については、社会資本整備審議会建築分科会に準じて行うこととする。

（委任規定）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（庶務）

第 7 条 研究会の庶務は、国土交通省住宅局住宅生産課において統括し、処理する。